

## 長野市国保特定健診・後期高齢者健診 受診券交付申請について

**健診実施期間** 平成29年6月1日（木）から9月30日（土）まで

### 長野市国民健康保険特定健診・後期高齢者健診の対象者

①長野市国民健康保険の加入者で、年度内に40歳以上の誕生日を迎える人

②後期高齢者医療制度の加入者で、長野市内に住所を有する人

※パート等の勤務先において、職場での定期健診を受診する人は、特定健診を受診する必要はありません。

**健診の受診方法など**の詳細はこちらをご覧ください。

各種健診のご案内

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp>

※トップページが表示されたら「特定健診」で検索してください。

1 平成29年4月15日現在、上記①又は②に該当していた人には、長野市国民健康保険課から5月末に長野市国保特定健診・後期高齢者健診の受診券を郵送します。

※平成29年4月16日以降に長野市国保に加入・離脱の届出をした内容は、郵送に反映されません。

2 4月16日以降に長野市国保若しくは後期高齢者医療制度（4月15日に長野市国保の資格があった人を除く）に加入した、また受診券を紛失等で、受診券をご希望の人は、表面の受診券交付申請書で申請してください（国民健康保険課又は支所に提出、国民健康保険課に郵送でも可）。後日、受診券を郵送します。

3 今年度中に就職、社会保険加入、転出などの予定のある人は、ご注意ください。

会社等に勤務することにより社会保険等に加入した場合、又は家族が加入する社会保険等の扶養家族となった場合、若しくは市外に転出した場合などは、社会保険加入や転出の翌日に長野市国保の資格を喪失します。

資格喪失後は、長野市国保特定健診は受診できません。資格喪失後に受診したことが後日判明した場合には、健診料金の全額（自己負担額を除く）を返納していただくことになります。

### 除外対象者【平成20年1月17日厚生労働省告示第3号】

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている方
- 三、四 （略）
- 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している方
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している方

### <参考>【高齢者の医療の確保に関する法律】第55条第1項第2号から第5号

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

⇒ 

|   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 〔 | 障害者支援施設   | （例：長野県立総合リハビリテーションセンター、しいのみ療護園） |
|   | 重症心身障害児施設 | （例：東長野病院）                       |

三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

四 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所

五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同条第二十四項に規定する介護保険施設への入所

⇒ 特定施設入所者生活介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

《お問合せ》 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市 国民健康保険課 健診担当 026-224-7241